

令和6年度 山梨地方最低賃金審議会
第2回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録（一部議事要旨）

- 1 日 時：令和6年10月11日（金）午前9時25分～10時35分
- 2 場 所：山梨労働局 1階会議室
- 3 出席者：公益代表：石垣委員、今井委員、門野委員
労働者代表：小林（賢）委員、小林（正）委員、三輪委員
使用者代表：加藤委員、佐々木委員、山岸委員
事務局：小林労働基準部長、鈴木賃金室長、篠原賃金指導官

4 議 事

- (1) 改正審議
(2) その他

5 審議会内容

(賃金指導官)

皆様おはようございます。

ただいまから、令和6年度山梨地方最低賃金審議会第2回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、全委員の皆様にご出席いただいております。

全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上という要件を満たしておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

また、本専門部会は一般に公開をしております。

事前に公示を行いましたが、傍聴希望の方はおられませんでしたので、併せて報告いたします。

それでは、今井部会長、以後の議事につきまして、進行をよろしく願います。

(今井部会長)

それでは、早速、金額の審議に入りたいと思いますけれども、その前に事務局で何かありますか。

(賃金室長)

それでは、2点、説明をさせていただきます。

まず、1点目につきましては、金額審議を行う会場についてです。

例年と同様に、本年度も公益委員と各側委員との金額折衝はこちらの会議室で行っていただきます。

各側の控室につきましては、労働者側は「3階の相談室」、使用者側は「2階の相談室」といたします。

待機いただく際には、事務局が御案内いたします。

また、金額折衝を行っていただく際には、控室に事務局が御案内に参りますので、どうぞよろしくお願いたします。

2点目ですけれども、資料の説明を少しさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

お手元に山梨地方最低賃金審議会審議資料、第2回専門部会と書いてある資料をお手元に御用意いただきまして、1ページを御覧ください。

これは、全国における電気機械器具等製造業最低賃金の改正状況を取りまとめた一覧表になります。

現在のところ、大阪、千葉、埼玉、兵庫、宮城、福岡、香川、山口、北海道、表には記載されていませんが、熊本も昨日、改正額が決まりました。

下から12番目が熊本となっています。

熊本の金額などをお伝えいたします。

改正額が996円、大阪との格差は88.4、引上げ額はプラス56円、引上げ率が6.0、部会の結審の日が令和6年10月10日、04年度から05年度の引上げについては記載がありますとおりプラス44、地賃との差はプラス42円というふうになっております。

表にもございますが、新潟と岐阜につきましては、申出がなされましたけれども、改正の必要性なしとの結論となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。

こちらは、山梨県鉱工業指数の最新版を資料としております。

御参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

(今井部会長)

ただいまの説明について、何か御質問等はございますでしょうか。

(各側委員)

(質問・意見等なし。)

【 議事（１）改正審議 】

（今井部会長）

特にないようですので、それでは、これより、具体的な金額審議に入らせていただきます。

本年度も、審議の効率化を図る観点から、労使双方から事前に主張される金額をお知らせいただいているところですが、改めて、この場で金額及びその金額を提示した理由を簡単に説明していただきたいと思います。

まず、労働者側からお願いいたします。

（労働者側委員）

おはようございます。

よろしくお願いいたします。

労働者側から、先日もお伝えさせていただいたように、金額としては63円を提示させていただきます。

その根拠ということになるかなと思いますけれども、今回の2024年度の春闘の結果、我々電機連合、電機産業に加盟する組合の中で産業別の最低賃金というものを協定させていただいております。

そちらが、昨年から今年、昨年は173,500円だったんですけれども、今年が184,500円ということで、1万1千円上がりました。

こちら計算しますと上昇率としては6.34%という形になります。

それで、この上昇分をということであるんですが、実は、昨年も申し上げたかなと思うんですけれども、実際のところ、この上昇率を現在の特定最低賃金に、この上昇率をかけると、結局、組織内労働者とそうでない人との差はつまらないのでいうところがあったので、我々の電機連合である組織内の労働者の平均した最低賃金のところが、時間になると1,194円ですので、これに6.34かけた金額を本来求めたいところだということはあるんですが、それで計算してしまうと、76円ということになって、ここ最近の最低賃金の上がり方やなんか含めても、金額的なことを含めても、ちょっとこれはさすがに行き過ぎたかなという感じたところもありましたので、本来の考え方とするとそちらを提示したいということはあるんですが、現在の特定最低賃金の997円に6.34%をかけて63円という形での提示とさせていただきます。

以上でございます。

（今井部会長）

はい、ありがとうございました。

次に使用者側、お願いいたします。

(使用者側委員)

はい、使用者側といたしましては、43円を提示させていただいております。

根拠といたしましては、やはり、我々の支払い能力、これを最重要視する要素であろうということで、いただいております資料の別表4の②、Bランク、製造業、パートの賃金上昇率、これ令和5年が1,113円、令和6年が1,161円でございます。上昇率4.3%、997円という令和5年度の賃金水準にこの4.3をかけて43円を提示させていただいております。

以上です。

(今井部会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま、労使双方から、金額を提示いただきました。

従来例に従いまして、これから、公益委員による各側との個別折衝を、まず、労働者側と行います。

その前に公益委員のなかで打合せを行いたいと思いますので、各側の委員には、一旦控室で待機をお願いいたします。

それでは、一旦専門部会の審議を中断いたします。

(以下、金額折衝を実施。)

概要は、以下のとおり。

1 公益委員による事前打合せ

2 労働者側と折衝

(1) 労働者側の主張

当初示した金額は、我々の考え方を示したものである。

山梨県最低賃金の引上げ額が50円、これを基に議論しては、という考え方もあるが、どうしても頭の中に残ってしまう。そのためそれにプラスαしたいというのはどうしてもある。

(2) 折衝の結果

基本的見解にも記載したが、県内で100人未満の規模の引上げ額が9,320円である。

これを法定労働時間173.8時間で計算すると53.6円、四捨五入して54円を提示。

その後、歩み寄りについて持ち帰って検討したいとした。

3 使用者側と折衝

(1) 使用者側

支払い能力について、第4表が支払い能力の実態を示していると思う。

労働者側の資料にある地場の企業の賃上げ率が5.13%であり、これに現在の電機の最低賃金額を掛けると51円となることから、我々の提示金額である43円は、実態からかけ離れたものではないと考えている。

(2) 折衝の結果

第4表③の製造業パートの上昇率が4.7%であることから、47円を提示。

その後、歩み寄りについて持ち帰って検討したいとした。

4 公益委員見解

次回までに、労働者側・使用者側双方に全会一致を目指した検討を求めたい。

(以上で金額折衝を終了)

(今井部会長)

それでは審議を再開いたします。

先ほどまで個別折衝でお話ししましたとおり、労働者側が54円、使用者側が47円ということで、双方ともに歩み寄りは見られたんですけども、本日、このままでは進展が見込めないということで、再検討する時間を設けたいと思います。

労使各側とも、もう一度歩み寄りを検討していただきまして、次回の10月29日に、第3回の審議を行います。

次回の審議をもちまして結審の予定となっております。

具体的な金額につきましては、この後も、もう少し御検討いただきまして、労使双方の合意形成を図ってまいりたいと思います。

できれば、全会一致で答申となるように努めてまいりますので、双方とも、ぜひ前向きに検討のほうよろしくお願いいたします。

【 議事(2) その他 】

(今井部会長)

それでは、議事の「その他」に入りますが、各側から何かございますでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(今井部会長)

なければ、事務局のほうから。

(賃金室長)

ただいま、部会長からお話でしたが、次回、第3回の専門部会は、10

月29日火曜日、午前9時30分から、会場は本日とは異なり、3階会議室で行いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(今井部会長)

はい、ありがとうございました。

何もなければ、以上で、第2回専門部会を終了したいと思います。

なお、本日の議事録の確認ですけれども、小林委員と山岸委員にお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。